

軽費老人ホーム有明ハイツ 管理規程

(目 的)

第 1 条 軽費老人ホーム「有明ハイツ A」(以下「本施設」という。)は、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な老人を低額な料金で入所させ、健康で明るい生活を送ることができるようにすることを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 本施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努める。

2 本施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、行政機関、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(入所定員)

第 3 条 入所定員は 90 人とする。

(職員の区分)

第 4 条 本施設に次に掲げる職員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 施設長 | 1 人 |
| (2) 事務員 | 2 人 |
| (3) 生活相談員 | 1 人 |
| (4) 介護職員 | 5 人以上 |
| (5) 看護職員 | 1 人 |
| (6) 栄養士 | 1 人 |
| (7) 調理員 | 実情数 |
| (8) 嘱託医 | 必要数 |

2 前項のほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職制及び職務)

第 5 条 本施設に次の補職名の職員を置くことができる。

園 長 副園長 係 長 主 任 参 与

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 園長は、会長の命を受けて、入退所者の決定及び本施設の業務を掌握し、職員を指揮監督する。

- (2) 副園長は、園長を補佐し、本施設の業務整理をするとともに必要により事務を分担する。
- (3) 係長は、上司の命を受けて係の業務を処理し、係の職員を指揮監督する。
- (4) 主任は、上司の命を受けてそれぞれ担当する業務を処理する。
- (5) 参与は、上司の命を受けて特命事項を処理する。

(職員の職務内容)

第 6 条 職員は、上司の命を受け、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 事務員は、庶務、会計及び経理事務に関すること。
- (2) 生活相談員は、入所者に対する日課、相談、身上調査並びに福祉サービスの企画及び実施に関すること。
- (3) 介護職員は、入所者の日常生活の支援、指導及び助言に関すること。
- (4) 看護職員は、入所者の看護及び診療補助並びに保健衛生管理に関すること。
- (5) 栄養士は、献立表の作成、栄養量計算及び調理の指導等給食業務に関すること。
- (6) 調理員は、調理等給食業務に関すること。
- (7) 宿直員は、宿直業務に関すること。
- (8) 嘱託医は、入所者の診療、健康管理及び保健衛生指導に関すること。

(組織及び事務分掌)

第 7 条 本施設に次の係を置き、各係の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 文書及び公印に関すること。
- (2) 予算・決算及び経理に関すること。
- (3) 物品購入に関すること。
- (4) 職員の福利厚生に関すること。
- (5) 事業記録、統計及び報告に関すること。
- (6) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (7) 給食に関すること。
- (8) その他庶務に関すること。

指導係

- (1) 入所者の福祉サービスに関する企画・立案及び実施に関すること。
- (2) 入所者及び関係者からの苦情等の解決に関すること。
- (3) 建物及び設備機器の保全管理に関すること。

(4) 入所者の安全指導及び防災訓練に関すること。

福祉係

- (1) 入所者の余暇活動、自立支援に関すること。
- (2) 入所者の居室及び共用施設の管理に関すること。
- (3) 入所者の身のまわりの援助等に関すること。
- (4) 入所者のケース記録に関すること。
- (5) その他入所者の日常生活に関すること。

医務室

- (1) 入所者の保健衛生の指導に関すること。
- (2) 疾病の予防、病人、負傷者の手当及び看護に関すること。
- (3) 防疫及び消毒に関すること。
- (4) 静養室・医務室の管理に関すること。
- (5) 医薬品、治療材料及び治療器具の管理に関すること。

(入所及び退所)

第 8 条 本施設の入所者は、共同生活に適する者で、確実な連帯保証人が 2 人得られる者でなければならない。

2 入所を希望する者は、入所申請書に必要事項を記入のうえ、住民票、収入申告書及び住民税課税証明書を添え本施設へ提出しなければならない。

3 入所の決定は、書類審査のほか、面接及び園長が指定した医師による健康診断に基づき行うものとする。

4 入所決定者に対しては、入所許可書を発行するものとする。

5 入所を許可された者は、契約書を園長に提出しなければならない。

6 園長は、次の事項に該当する者を退所させることができる。

(1) 退所を希望する場合。

(2) 入所者の病気、入院の状況により退所の申出のあった場合及び死亡した場合。

(3) 家庭の事情により退所の申出のあった場合。

7 入所者が退所するときは、1ヶ月前までに園長に届出なければならない。

(入所者へのサービス)

第 9 条 入所者へのサービスについては、常に明るい環境の下で、心身共に快適な生活が送られるように努めるものとする。

2 入所する時には、入所者の従来 of 生活状況、家庭状況及び心身の健康状況等について調査を行い、入所後は入所者の各種の相談に応じるとともに、適

正な助言等に努めるものとする。

- 3 入所者の生活を豊かで明るいものにするため、教養・娯楽品等を備えるとともに各種レクリエーション等入所者の実態に応じて余暇活動及び健康の保持に努めるものとする。
- 4 給食は必要な栄養量を確保するとともに、入所者の嗜好調査を実施する等、入所者の好みに合った献立を作成し、食生活を快適なものとするように努めるものとする。
- 5 日常生活については、必要な事項を定め、これを励行するよう指導するものとする。
- 6 非常災害その他緊急の事態に際してとるべき措置については、あらかじめ計画をたて、年2回以上利用者の防災避難訓練を実施するものとする。
- 7 入所者の健康診断を年2回以上実施し、診断の結果を活用し、入所者の健康保持、疾病の予防に努めるとともに、その記録を保存するものとする。
- 8 心身機能の低下が著しく生活の自立が困難な入所者には、介護保険の利用をはかるよう指導、助言に努めるものとする。
- 9 入院を必要とする入所者に対しては、入院の援助をするとともに療養に専念できるよう各種医療保険、介護保険の活用配慮する。

(携行品)

- 第10条 入所決定者が入所する場合、印鑑、寝具、着替、身のまわり品、日用品その他居室内で使用するポット、茶道具等必要最小限のものを携行させるものとする。

(入所者の遵守事項)

- 第11条 入所者が外出しようとするときは、入所者はあらかじめ外出先及び帰着の時刻等を届出なければならない。
- 2 特に火気の取扱いに注意しなければならない。
 - 3 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵してはならない。
 - 4 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害してはならない。
 - 5 けんか、口論、泥酔等をしてはならない。
 - 6 建物、設備等に損害を与えてはならない。
 - 7 その他、この規程に違反する行為をしてはならない。

(入所の取消)

- 第12条 入所者で次の各号の一に該当する場合は、入所を取消すことがある。
- (1) 破廉恥行為をした場合。

(2) 疾病その他の事由により有明 Heights で生活することが不相当と認められる場合。

(3) この規程に違反する行為をした場合。

(利用料)

第 13 条 本施設の利用料は、新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例による。

(利用料の徴収)

第 14 条 入所者は、当該月の利用料を 5 日までに納付しなければならない。
2 利用料の計算は、入所を承認した日から起算する。

(その他)

第 15 条 この管理規程に定めるもののほか、本施設の管理に関し必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

有明ハイツ職員勤務体制

(令和6年4月1日現在)

	日	月	火	水	木	金	土	祝日
事務室	早番 7:00~ 15:45							
		平常	平常	平常	平常	平常		
	遅番 10:15~ 19:00	8:30~ 17:15	8:30~ 17:15	8:30~ 17:15	8:30~ 17:15	8:30~ 17:15	遅番 10:15~ 19:00	遅番 10:15~ 19:00
		遅番 10:15~ 19:00	遅番 10:15~ 19:00	遅番 10:15~ 19:00	遅番 10:15~ 19:00	遅番 10:15~ 19:00		
厨房	早番 6:30~ 15:15							
	遅番 10:15~ 19:00							
宿直	17:00~ 8:45							

その他の料金

(令和6年4月1日現在)

●居室内の個人に関わる費用

- ・電気料・・・基本料金1,108円+使用量分
- ・水道料・・・A棟利用者一律484円(基本料金の1/2)
B棟利用者一律968円(基本料金分)

※その他、詳細については、事務室にお尋ね下さい。

協力病院

信楽園病院附属有明診療所